


ADR 調停人候補者養成研修受講案内 2024 年 5 月 VOD 研修①

研修の概要	<p>2024 年 5 月の ADR 調停人候補者養成研修は VOD による研修を実施します。該当の VOD を視聴後、効果測定（本資料 2 枚目）の問題を解き、下記の Google フォームより解答を送付ください。効果測定において、8 割以上の正答で調停技法の 3 時間の単位を付与いたします。</p>
実施期間	<p>2024 年 5 月 1 日（水）～5 月 31 日（金） ※効果測定の提出は 5 月 31 日（金）23 時 59 分を締め切りとします。</p>
申込方法	<p>事前の申込は不要です。 効果測定の提出をもって受講申込とさせていただきます。</p>
受講講座名	<p>日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト <ADR ビデオ講座>調停スキルに関する研修（応用編 1 日目） <ADR ビデオ講座>調停スキルに関する研修（応用編 2 日目） ※上記 2 つの VOD について一つの効果測定となります。</p>
講座の視聴方法	<p>日本行政書士会連合会 中央研修所 研修サイト (https://gyosei.informationstar.jp/) にログインし、左部のメニューのより「講座一覧」→「日本行政書士会連合会主催講座」→「政策関係研修」→「ADR ビデオ講座」→「<ADR ビデオ講座>調停スキルに関する研修（応用編 1 日目）、（応用編 2 日目）」を選択し、資料をダウンロードのうえ視聴ください。</p>
取得単位	<p>調停技法：3 時間 ※効果測定を実施期間内に提出し、8 割以上正答した受講者に付与します。</p>
効果測定の提出	<p>本資料 2 枚目の効果測定を解き、下記の URL 又は QR コードより Google フォームにアクセスし、必要事項と解答を記入のうえ、送信ください。</p> <p>【Google フォーム URL】 https://forms.gle/AJ5H5LidS2yWM1ga7</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>正答は Google フォーム送信後、記載のメールアドレスに自動送信される メール中の「スコアを表示」よりご確認ください。また、単位付与の連絡 について、個別に通知いたしませんのでご容赦願います。</p> <p>※原則は上記 Google フォームにて解答をお願いしていますが、どうしても Google フォームで解答できない方に限り、メールで提出することを可とします。下記メールアドレスに必要事項（①氏名、②メールアドレス、③登録番号（8 桁）、④会員番号（4 桁））を記載の上、本紙を PDF 等で添付して送付ください。宛先：koukasokutei@adr-gyouseisyoshi.org 尚、質問等もちらのメールアドレスへご連絡ください（本会事務局への問い合わせはお控えください）。</p>

効果測定問題

2024年5月実施 日行連VOD

<ADRビデオ講座>調停スキルに関する研修（応用編1日目）

<ADRビデオ講座>調停スキルに関する研修（応用編2日目）

1. パラフレーズは「オウム返し」ということもできるが、留意点としては、調停人の価値観を入れられないことである。
2. リフレーミングには聞き手の意図が反映され、その意図の一つとして、話し手の怒りや悲しみを相手に対する批判に言い換えることがある。
3. 調停用語のIPN分析において、ニーズは当事者の必要性を指しており、話し合いによって変わることは無いため、調停においてはニーズの充足をどう図るか考えながら話し合うことが基本となる。
4. コーカスは経験の浅い調停人が頻繁に利用しがちだが、当事者を不安にさせることもあるので、本当に威力を発する状況を見定め、多用しすぎないことがコツである。
5. コーカスを開く時の注意点として、一方と開いたら必ず他方とも開くことがあるが、内容によって当事者双方の時間を等しくすることは難しいため求められていない。
6. 話し合いをまとめるにあたって差異の顕在化のためには、調停人による丁寧で根気強いパラフレーズが必要となる。
7. 調停スキルにおいて調停人は、両当事者の関心事、問題視している事柄をつかみ、 이슈として洗い出すが、両当事者が言っていることが違っていても、同じような内容のことを言っていることもあり、何と何がつながるのかを考え、これらの事柄を合わせて、 이슈をまとめる必要がある。
8. 話し合う 이슈の順番は当事者と話し合っ て決めるべきで調停人が決めるべきではない。
9. 調停期間中、調停人は自身で調停内容を記録したノートを保管することが出来るが、秘密保持の観点から、このノートを閲覧できるのは調停人自身のみであり、なおかつ調停が完結したらこのノートは破棄しなければならない。
10. 調停期日と合意日付は必ずしも一致しないため、合意書には両方の日付を区別して記載する必要がある。